

# JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

[info@jhu-wing.main.jp](mailto:info@jhu-wing.main.jp)<https://jhu-wing.main.jp/>

4 / 5 都労委調査報告 &lt; 国交省事件 &gt; 第 6 回

国  
交  
省

## 国交省の関与は抽象的な指導監督に過ぎない 過去に支配力を有していても、現時点ではない

組  
合

## 国交省の主張が通用するなら法治主義は 根底から揺るがされることになりかねない

4月5日、東京都労働委員会（都労委）において、国交省事件の調査が行われました。前回1月20日の調査では、国交省は、組合の反論文書に再反論を行わないとしていましたが、今回の調査の前に組合が提出した「第3準備書面」に対し、国交省は再反論の書面を出すことになりました。



### 被申立人（国交省）の「使用者性」と「行政権限」についての主張

- ① 国交省が JAL に対して行った行為は、監督官庁としての抽象的な指導監督に過ぎず、仮に、抽象的以上の関与があったとしても直ちに使用者性が認められることにはならない
- ② 国交省が、過去において、被解雇者労働組合の組合員の解雇等について、何らかの支配力を有していたとしても、現時点においても雇用確保や補償に対する支配力が及び、それらを決定できるということにはならない

### 申立人（組合側）代理人による「第3準備書面」の補足説明

- ① 国土交通省が、JAL の更生手続きにおいて行使した監督指導権限の法的根拠は、同省設置法 4 条 104 号に定める組織法上の権限によるもので、法的拘束力を持たない非権力的な性質を持つ行為と解される。行政指導には相手に一定の行為を強く促す規制的機能を持つものまで様々ある。
- ② 本件における同省の JAL に対する指導監督権限は、単なる助言や知識供与の枠を超えた事実上の優越的・規制的な力を持つものとみることができる。実際に同省は JAL に具体的指導や監督を行ってきたことを認めている。つまり、JAL に対する指導監督権限が抽象的なものに過ぎないという同省の主張は、法理論上も事実上も成り立つ余地はない。
- ③ 使用者性に係る過去と現在を切り離す同省の主張については、かつて強い監督権限を行使し、整理解雇に関与した権限は、時間の経過によって失われたり変化したりするものではない。再建時に有していた権限が、その後消滅し現時点で失われてしまったという法的根拠は見出し難い。  
もしもこの様な国交省の主張が通用するなら、法治主義は根底から揺るがされることになりかねない。

## 申立人（組合側）から前回調査以降の状況について報告

- ① 組合側が準備書面で提出した、当時の前原国交大臣の発言について、国交省は、客観的な真実に合致しているか不明であり証拠価値が低いと主張しているが、ならば、国交省が自ら調査して真実を明らかにして頂きたい。
- ② 国交省 OB による空港施設（株）への人事介入の話が連日報道されている。天下りでは、日本航空でも、元最高裁判事が裁判の過程で JAL の社外取締役役に就任し、判決が出た直後に退任するという経緯があった。航空界は発着枠一つが莫大な利益を生む。国交省は航空会社に対する決定的な許認可権限を有している。
- ③ 「安全報告書」が出てきたことにより、削減の目標人数を大幅に下回り超過削減していた事実が明らかになった。2014年4月16日の国土交通委員会で、当時の田村航空局長が「パイロット／客室乗務員の内訳の数字は、日本航空にも問い合わせしておりますけれども、非公開の情報ということで、この場でお答えできる状況にはございません」と答弁した通り、日本航空は裁判の過程を通して削減数を隠し続けた。  
「安全報告書」は、2006年9月26日に制定された「航空法第111条の6に基づく安全報告書の公表について」という航空局長通達で、安全確保に関する組織および人員に関する情報として、「航空機乗務員、客室乗務員の数」を報告するよう定めている。この通達に基づき、航空局長はパイロットと客室乗務員の削減数を知っていたという事実が、この間の調査で明らかになった。航空局長の国会答弁は、国交省は JAL と一体となって、削減数を隠してきたということであり、責任は重大だ。
- ④ 争議は13年目となっている。国交省は JAL に対し行政指導ができる立場にある。一日も早い争議解決のため、積極的に対応して頂きたい。

### 今回の調査で確認された事項

- 国交省は、組合が提出した第3準備書面に対し、5月30日までに反論書面を提出
- 組合は、国交省の反論準備書面に対し、次回調査までに、再反論の書面を検討
- 組合から再反論の書面は6月30日までに提出

### 次回の調査

- 国交省事件 7月7日（金）13:30～  
（JAL 事件の次回期日は、5月30日（火）13:30～）

2006年9月26日制定

## 航空局長通達

「航空法第111条の6に基づく安全報告書の公表について」

「安全報告書」の提出を受け、

国交省はパイロットと客室乗務員の削減数の実態を知っていた！

**削減数の情報隠しに加担した国交省の責任は重い！**